

# 資源管理手法検討部会で 整理された意見や論点と対応の方向

---

令和5年3月23日(木)

第1回資源管理方針に関する検討会  
～マダラ本州太平洋北部系群～

水産庁

# 目 次

---

1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点

2. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

(2) 資源評価について

(3) 資源管理について

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

3. 次回の資源管理方針に関する検討会に向けて

# 1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点（1 / 2）

## (1) 漁獲等報告の収集について

- ① 自由漁業による漁獲や市場外流通を把握する体制ができているか疑念がある。
- ② 他の都道府県の集計方法、情報提供方法に統一性がなく、漁獲状況の把握が難しい。  
資源管理の検討の上で、海域別・漁業種類別の漁獲量の把握は非常に重要であり、統計情報のスムーズな入手方法の確立が必要。

## (2) 資源評価について

- ① 資源評価について、漁業者をはじめとした関係者にとって分かりやすい説明が必要。
- ② ABC算定のための基本指針の変更により、前年度からABCが大幅に減少した魚種については、ステークホルダーに対するきめ細かい説明が必要。
- ③ マダラの漁獲はその年の海況による影響を受けやすいため、過去の漁獲実績だけでは漁獲可能量の設定は難しいと考える。

# 1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点 (2/2)

## (3) 資源管理について

- ① 資源管理の推進に当たっては当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組む必要あり。
- ② TACによる総漁獲量でのコントロールのみならず、産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成など資源管理目標の達成のための手法検討が必要ではないか。
- ③ 福島第一原子力発電所事故の影響が未だ残る海域での漁業実態を十分考慮のうえ、資源管理にかかる様々な事項を検討願いたい。
- ④ 【青森県】3つの系群・グループ(本州日本海北部系群、北海道太平洋、本州太平洋北部系群)が近距離で隣接。便宜的に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としているため、地域によって漁獲制限の差が生じる。
- ⑤ マダラの流通を踏まえると、数量管理を実施するのであれば、管理開始の時期は(全国)一律で行うべき。

## (4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

- ① 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すると共に、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

## 2. 意見や論点に関する対応の方向

### (1) 漁獲等報告の収集について

- ① 自由漁業による漁獲や市場外流通を把握する体制ができているか疑念がある。
- ② 他の都道府県の集計方法、情報提供方法に統一性がなく、漁獲状況の把握が難しい。資源管理の検討の上で、海域別・漁業種類別の漁獲量の把握は非常に重要であり、統計情報のスムーズな入手方法の確立が必要。

現在、資源評価で利用している農林水産統計は、地方農政局及び各都道府県拠点が地域の事情に併せてデータ収集を行い、作成しています。海面漁業生産統計は、水揚機関調査、漁業経営体調査及び一括調査等を組み合わせて重複が無いように合算して作成しています。自由漁業による漁獲や市場外出荷等についても、これら調査方法によりカバーされています。(参考1)

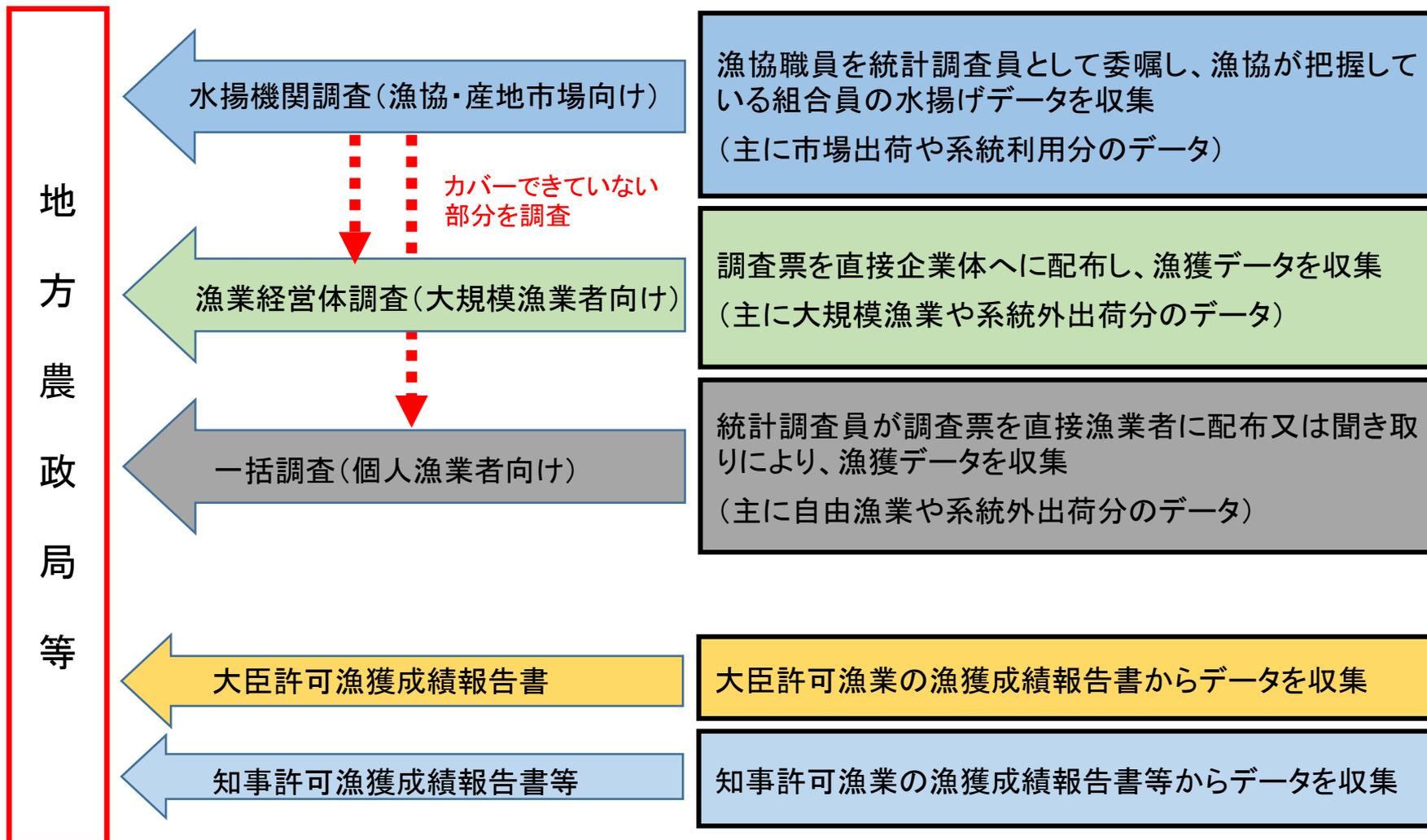


また、スマート水産業推進事業では、産地市場・漁協からの水揚げ情報をデータベースに集積し、各種報告に活用可能な電子的な情報収集体制構築の取組を都道府県等と進めています。(令和5年度末 500市場以上予定(目標400市場以上))(参考2)

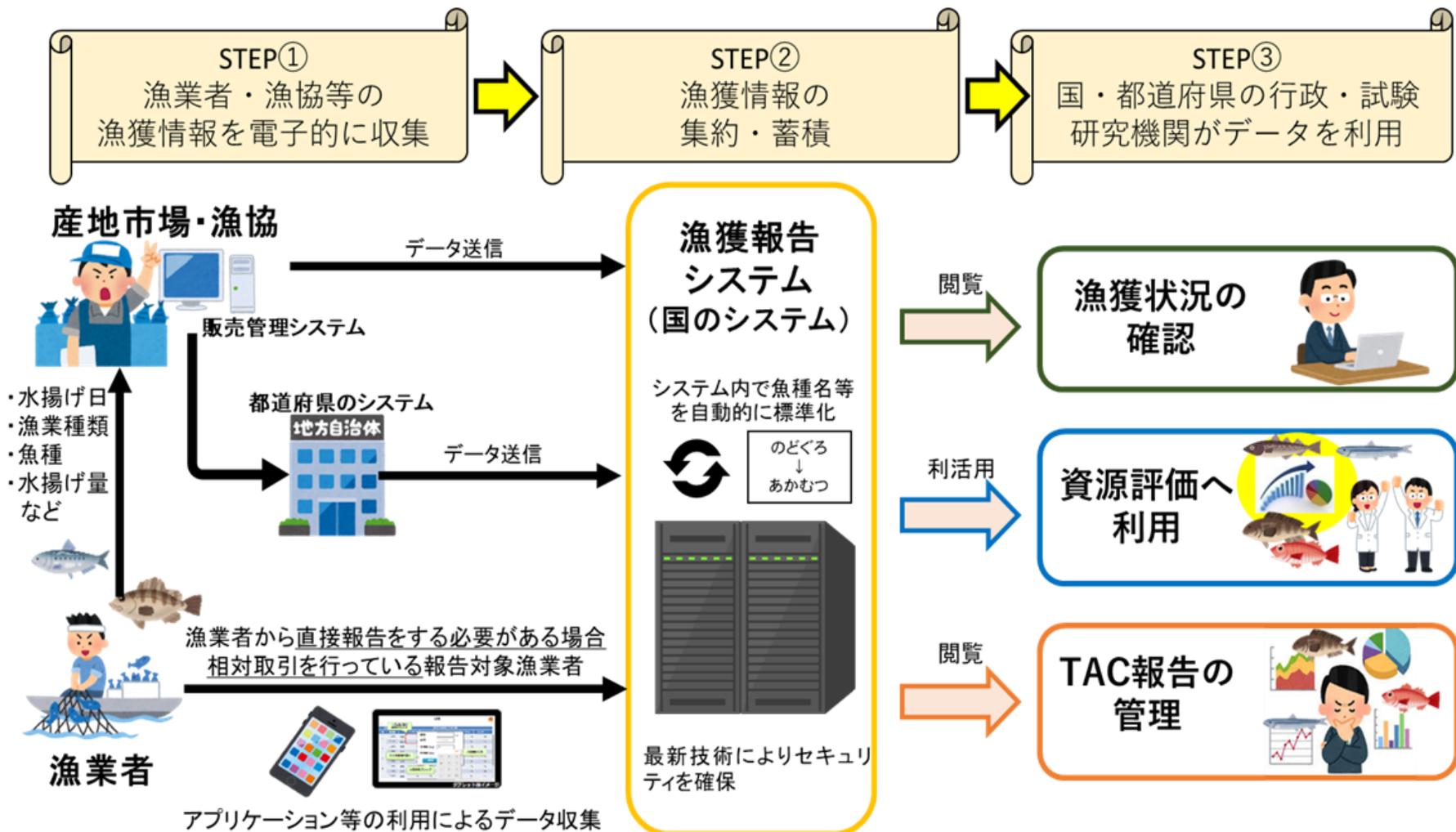
今後は、さらに高い精度で漁獲情報を把握すべく、自由漁業を含む全ての漁業からのTAC報告を行うことになるステップ1において都道府県庁等と協力しながらTAC報告体制の整備を進めてまいります。また、得られた漁獲情報も踏まえて、ステップ2において、TAC管理の詳細について検討してまいりますので、正確な漁獲情報の提供をお願いします。

# (参考1)統計調査における情報収集の流れについて

- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせ、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成(組み合わせの程度(カバーの度合い)は都道府県により大きく異なる)



# (参考2) 電子的な情報収集体制構築の取組



## 2. 意見や論点に関する対応の方向

### (2) 資源評価について

- ① 資源評価について、漁業者をはじめとした関係者にとって分かりやすい説明が必要。
- ② ABC算定のための基本指針の変更により、前年度からABCが大幅に減少した魚種については、ステークホルダーに対するきめ細かい説明が必要。

できるだけ平易な表現を用いることや、わかりやすい資料の作成などの工夫を行い、丁寧な説明に努めることで、漁業者をはじめとする関係者の理解を得てまいります。

- ③ マダラの漁獲はその年の海況による影響を受けやすいため、過去の漁獲実績だけでは漁獲可能量の設定は難しいと考える。

漁獲量は、資源評価を行う上で重要な情報であるが、それだけで資源状況を把握しているわけではなく、本系群では、水揚げ物の体長組成調査による年齢別漁獲尾数、底びき網のCPUE等による資源量指標値、調査船調査結果など、利用可能な情報を基に総合的に判断しています。今後も資源評価の精度向上に努めてまいります。

## 2. 意見や論点に関する対応の方向

### (3) 資源管理について (1 / 3)

- ① 資源管理の推進に当たっては当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組む必要あり。
- ④ 【青森県】3つの系群・グループ(本州日本海北部系群、北海道太平洋、本州太平洋北部系群)が近距離で隣接。便宜的に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としているため、地域によって漁獲制限の差が生じる。
- ⑤ マダラの流通を踏まえると、数量管理を実施するのであれば、管理開始の時期は(全国)一律で行うべき。

特定水産資源に規定された場合、当該資源を利用するすべての漁業者が協力してTAC管理に取り組む必要があります。

TAC管理は資源評価が行われる系群毎に行うのが基本です。

青森県の水域では、3つの系群・グループが存在し、それらの分布域も、それぞれは重なってはおりません(生物学的に全く交流がないとは言い切れませんが)。従って、管理の推進に際しては、資源評価における系群の対象範囲を踏まえつつ、「TAC管理のステップアップ」の期間を利用して、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、適切なTAC管理の運用ルールについて関係者の皆様と検討してまいります。

## 2. 意見や論点に関する対応の方向

### (3) 資源管理について (2 / 3)

- ② TACによる総漁獲量でのコントロールのみならず、産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成など資源管理目標の達成のための手法検討が必要ではないか。



新漁業法において、資源管理は数量管理を基本とすることとなっています。ただし、より効果的なものとするため、水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限又は漁具の種類制限、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとしてされており、従来から行われてきた自主的な資源管理の取組については、その効果を見極めながら、有効な取組は引き続き実施していただくことが適切と考えています。

資源状態は変動します。資源が減少している時に、同じ量の漁獲を継続していると、資源の減少に拍車をかけることとなります。適切な水準に資源を維持し、持続的に利用していくためには、TAC管理を継続することが適切と考えています。ただし、その際に、より地域的な視点において、皆様のこれまで・これからの資源管理の取組に応じたメリットを享受できるような資源管理の体制を構築してまいります。

## 2. 意見や論点に関する対応の方向

### (3) 資源管理について (3 / 3)

- ③ 福島第一原子力発電所事故の影響が未だ残る海域での漁業実態を十分考慮のうえ、資源管理にかかる様々な事項を検討願いたい。

東日本大震災による被災前後で漁獲実績等が大きく異なっていることは承知しており、特定の海域や漁業者に不利益のないよう資源管理を推進することが重要であると考えています。



新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、採捕停止命令の発動を控えるなど段階的に対応していくこととしています。また、ステップ3以降に向けて、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどについて、関係者の皆様と検討してまいります。

## 2. 意見や論点に関する対応の方向

### (4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

- ① 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すると共に、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

混獲・専獲に係らず、漁獲量に応じて資源には影響を与えています。従って、同じ資源を利用している場合には、共通の資源管理目標を達成すべき、TACが守られるように数量管理を行うことが重要です。

ただし、地域や漁業種類等により漁業実態が異なるため、「TAC管理のステップアップ」において、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどを検討することにより、適切に資源管理を実施していくことが可能だと考えています。

# 3. 次回の資源管理方針に関する検討会に向けて

- ◎ 本日の議論を基に、必要に応じて、水産庁又は水産機構による追加の検討を行い、次回の検討会でその結果を報告。
- ◎ また、水産庁から、TAC管理を導入した場合の漁獲シナリオ案を説明。

## 新たな資源管理の検討プロセス

①	資源評価結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3(2021)年3月に神戸チャート公表</li> <li>• 令和3(2021)年9月に将来予測を含めた結果公表</li> </ul>
②	資源管理手法検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4(2022)年3月に開催</li> <li>• 参考人等からの意見や論点を整理</li> </ul>
③	ステークホルダー会合 (資源管理方針に関する検討会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ②で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論し、管理の方向性をとりまとめ</li> </ul>
④	資源管理基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ③でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成</li> <li>• パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定</li> </ul>
⑤	管理の開始	

本日はここ